

志太郡衙(御子ヶ谷遺跡)(国史跡)(藤枝市南駿河台 1 丁目)(志太郡衙資料館)

志太郡衙跡(しだぐんがあと)は、静岡県藤枝市南駿河台にある古代郡家(郡衙)の遺跡。駿河国志太郡のものと推定されている。別名・御子ヶ谷遺跡(みこがやいせき)。国の史跡に指定されている。

概要

1977 年(昭和 52 年)に団地造営のための区画整備を行っている際に発見され、その後の発掘調査によって掘立柱建物 30 棟をはじめ、門や板塀、井戸・道路などの遺構が次々と発見され、古代郡衙の構造を示すものとされた。

更に出土した 260 点余りの墨書土器から、「志太」という地名と大領・少領・主帳などの郡司の官職名が確認されたことから、志太郡の郡衙跡と判明した。このため、当該区域での団地造営は中止されて、史跡公園として整備されることとなった。

郡衙

郡衙(ぐんが)は、日本の古代律令制度の下で、郡の官人(郡司)が政務を執った役所である。国府や駅とともに地方における官衙施設で、郡家(ぐうけ・ぐんげ・こおげ・こおりのみやけ)ともいう。

郡衙施設は郡司が政務にあたる正殿・脇殿のほか、田租・正税出挙稲を保管する正倉、宿泊用の建築などから構成される。

国司の所在する国府から間接支配程度の統制が行われ、郡司は旧国造などの在地有力豪族であることが多い。国府が整備されるまでは、郡衙がその地域の行政の中心であった。また、郡域が広域にわたる場合には別院の政治的拠点が存在していたと考えられている。

郡衙は国府所在地と異なり、郡衙所在地は立郡事情や政治的変遷により移転していることもあり、その特定がなかなか進んでいない。近年は考古学における発掘調査の進展や既知の遺跡の再検討により、官衙施設に関係する大型建築跡や墨書土器、祭祀遺物、木簡などの出土遺物により、多数の官衙関係遺跡が発見されている。

志太郡衙は、大井川の形成する扇状地の北辺丘陵地帯にあり、東・西・南の三方を囲まれ、およそ 130×120 メートルほどの小さな谷地形のなかに位置している。1977 年(昭和 52 年)御子ヶ谷地区の水田地で多量の遺構(板塀で囲まれた区画の中に掘立柱建物群(30)・井戸・門・道路遺構、地名「志太」・官職名「大領」などを記した 269 点の墨書土器・木簡など)が発見され、地方官衙の可能性が出てきた。1980 年(昭和 55 年)10 月、「志太郡衙跡」として国の史跡に指定された。遺跡の建物群は南北・東西に方位をそろえ整然と配置され、西・東の二グループに分けられる。西半分には規模の大きい東西とを中心に井戸をもつ広場や南北棟が近接しており、中枢部分であると推定されている。東半分には倉庫・雑舎様の建物が密集しており、これを囲むように土塁状施設や杉板による板塀が設けられている。『

Wikipedia による

青島北公民館駐車場利用

